

第15回足利市農業委員会議事録

足利市農業委員会会長 三田隆俊は、平成30年8月27日、午前9時30分、農業委員を足利市役所に召集し、第15回足利市農業委員会を開催した。

1 出席した委員は、次のとおりである。

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	小山 勉	2	三田照子	3	三田隆俊
4	藤生正浩	5	森山進平	6	遠藤茂太
7	河内義昭	8	星野雅彦	9	長谷川良光
10	亀田幸雄	11	仙田光男	12	桐生さとみ
13	清水 茂	14	赤坂安一	15	本島一喜

1 出席した職員は、次のとおりである。

局長 森山好昭、次長 川田和之、主幹 足立 純、主任 若井武敏、主任 中野昂洋

1 書記は、次のとおりである。

主査 本田未央子

1 会議事件は、次のとおりである。

(議事日程のとおり)

1 会議の概要は次のとおりである。

局長	<p>報告いたします。ただいまの出席委員は15名であります。</p> <p>本日の議事日程について報告いたします。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の決定について</p> <p>日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について</p> <p>日程第3 議案第1号から議案第5号について</p> <p>議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について</p> <p>議案第3号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第4号 農用地利用配分計画(案)に係る市長からの協議について</p> <p>議案第5号 足利農業振興地域整備計画の変更(案)に係る市長からの協議について</p> <p>以上であります。</p>
議長	<p>ただいま局長から報告のあったとおり、出席委員15名で定足数に達しておりますので、これより第15回足利市農業委員会を開会いたします。</p> <p>【午前9時28分 開会】</p>

議長 報告事項について、次長より報告をお願いします。

次長 【事業概要報告】

議長 次長から報告がありましたが、ご意見はございませんか。

議長 【意見なし】

議長 それでは日程に入ります。

議長 日程第1 議事録署名委員の決定について議題といたします。

議長 議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

議長 【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、よって議事録署名委員は議長において指名いたします。

議長 8番 星野雅彦委員、9番 長谷川良光委員を指名いたします。

議長 ご異議ございませんか。

議長 【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議事録署名委員は兩名と決定いたしました。

議長 続いて日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、事務局からの報告を求めます。

主任 議案書の1ページをお開き下さい。

主任 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、ご報告させていただきます。1ページの総括表に基づきましてご報告いたします。

主任 まず始めに、農地法第4条の届出ですが、件数が1件、筆数が1筆、面積が37㎡となっております。

主任 続きまして、農地法第5条の届出ですが、件数が19件、筆数が25筆、面積が11,354㎡となっております。

主任 合計いたしまして、件数が20件、筆数が26筆、面積が11,391㎡となっております。

主任 また、詳細につきましては、第4条の届出が2ページに、第5条の届出が3ページから6ページに記載されております。

議長 以上報告いたします。

議長 ただいま、事務局から報告致しましたが、ご質問はございませんか。

議長 【質問なし】

議長 それでは、専決処理についてご了承願います。

議長 続いて日程第3に入ります。

議長 議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

議長 事務局の説明を求めます。

主幹 議案書の7ページをお開き下さい。

主幹 議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

主幹 1番、申請地は、山下町地内の田、面積1,319㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル240枚を394.10㎡に設置する予定です。

申請理由は、規模縮小による農地の有効利用と売電のため太陽光発電設備を設置したいで、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法4-2-2、他に代替する土地利有無 無でございます。

続きまして、議案書の121ページをご覧ください。1番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。

また次ページに位置図と公図を載せていますのでご覧いただきたいと思っております。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

議長

本件についての意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、議案第1号はそのように決定いたしました。

続いて、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主幹

議案書の8ページをお開き下さい。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1番、申請地は寺岡町地内の畑、面積922㎡ほか1筆、計1,431㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル224枚を374.08㎡に設置するものです。

申請理由は、太陽光発電をするため申請地を譲り受け、太陽光発電設備を設置したいで、契約内容は所有権移転売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の123ページとありますが124ページをご覧ください。1番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。

また、実情調査報告書が123ページ及び125ページから128ページに載せてありますのでご覧ください。

議案書の8ページにお戻りください。

続きまして2番、申請地は寺岡町地内の畑、面積479㎡ほか2筆、計1,487㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地で太陽光パネル288枚を480.96

m²に設置するものです。

申請理由は、太陽光発電をするため申請地を譲り受け太陽光発電設備を設置したいで、契約内容は所有権移転売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の129ページとありますが130ページをご覧ください。2番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。

また、実情調査報告書が129ページ及び131ページから134ページにのせてありますのでご覧ください。

議案書の8ページにお戻りください。

3番、申請地は迫間地内の畑、面積747m²ほか2筆、計1,940m²です。施設の概要は、駐車場用地です。

申請理由は、市内及び隣接地でサービス業を営んでいるが、来客数の増加に伴い駐車場が不足のため、申請地を借り受け駐車場として利用したいで、契約内容は賃借権設定、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の135ページとありますが136ページをご覧ください。3番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。

135ページ及び137ページから150ページに実情調査報告書が載せてあります。

議案書の9ページをお開きください。

続きまして4番、申請地は瑞穂野地内の田、面積1,752m²です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地で太陽光パネル360枚を680m²に設置するものです。

申請理由は、太陽光発電をするため申請地を譲り受け太陽光発電設備を設置したいで、契約内容は所有権移転売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の152ページをご覧ください。4番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。151ページ及び153ページから157ページに実情調査報告書が載せてございます。

議案書の9ページにお戻りください。

続きまして5番、申請地は、樺崎町地内の田、面積783m²です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル216枚を358.4m²に設置するものです。

申請理由は、太陽光発電をするため申請地を譲り受け太陽光発電設備を設置したいで、契約内容は所有権移転売買、農地区分は第2種農地、備考としま

して、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の158ページをご覧ください。5番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。159ページに位置図と公図、160ページに土地利用計画図が参考までに載せてあります。

議案書の9ページにお戻りください。

続きまして6番、申請地は寺岡町地内の畑、面積982㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル280枚を467.60㎡に設置するものです。

申請理由は、太陽光発電をするため申請地を譲り受け太陽光発電設備を設置したいで、契約内容は所有権移転売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の161ページをご覧ください。6番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。162ページに位置図と公図、163ページに土地利用計画図が参考までに載せてございますので、ご覧をいただきたいと思っております。

議案書の9ページにお戻りください。

7番、申請地は寺岡町地内の畑、面積440㎡ほか1筆、計560㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル168枚を283.6㎡に設置するものです。

申請理由は、太陽光発電をするため申請地を譲り受け太陽光発電設備を設置したいで、契約内容は所有権移転売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の164ページをご覧ください。7番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。165ページに位置図と公図、166ページに土地利用計画図が参考までに載せてあります。

それでは議案書の9ページにお戻りください。

8番、申請地は寺岡町地内の畑、面積822㎡ほか1筆、計877㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地で太陽光パネル280枚を467.60㎡に設置するものです。

申請理由は、太陽光発電をするため申請地を借り受け太陽光発電設備を設置したいで、契約内容は地上権の設定、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の167ページをご覧ください。8番の調査書となっております。

ります。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。168ページに位置図と公図、169ページに土地利用計画図が参考までに載せてあります。

議案書の10ページをお開きください。

続きまして9番、申請地は小俣町地内の田、面積768㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で太陽光パネル315枚を386㎡に設置するものです。

申請理由は、太陽光発電をするため申請地を譲り受け、太陽光発電設備を設置したいで、契約内容は所有権移転売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の170ページをご覧ください。9番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。171ページに位置図と公図、172ページに土地利用計画図が参考までに載せてあります。

議案書の10ページにお戻り下さい。

続きまして10番、申請地は高松町地内の畑、面積109㎡です。

施設の概要は既存住宅の敷地拡張で物置1棟、延べ床面積26.49㎡を建設するものです。

申請理由は、既存住宅での住宅の建て替えに伴い、申請地を借り受け物置を建築したいで、契約内容は使用貸借権の設定、農地区分は第1種農地、備考としまして、都市計画法34-14、長期居住者のための住宅、農地法施行令10-2、農業の振興に資する施設 住宅です。

ちなみに貸渡人と借受人は親子で、隣接する転用済地231㎡と一体利用いたします。

続きまして議案書の173ページをご覧ください。10番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。174ページに位置図と公図が載せてございます。

議案書の10ページにお戻り下さい。

続きまして11番、申請地は高松町地内の田、現況 畑、面積330㎡です。

施設の概要は一般住宅1棟で、延べ床面積139.11㎡を建築するものです。

申請理由は、現在市外の借家に住んでいるが手狭なため、申請地を借り受け住宅を建築したいで、契約内容は使用貸借権の設定、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法34-11、基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令10-2、農業の振興に資する施設 住宅です。

ちなみに貸渡人と借受人は義父と子の夫です。

続きまして、議案書の175ページをご覧ください。11番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。176ペー

ジに位置図と公図が載せてございます。

議案書の10ページにお戻り下さい。

続きまして12番、申請地は瑞穂野町地内の畑、面積683㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル222枚を398.52㎡に設置するものです。

申請理由は、太陽光発電をするため申請地を譲り受け太陽光発電設備を設置したいで、契約内容は所有権移転売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の177ページをご覧ください。12番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。178ページに位置図と公図、179ページに土地利用計画図が参考までに載せてございます。

議案書の10ページにお戻りください。

続きまして13番、申請地は福富町地内の畑、面積968㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で太陽光パネル324枚を527.08㎡に設置するものです。

申請理由は、太陽光発電をするため申請地を譲り受け太陽光発電設備を設置したいで、契約内容は所有権移転売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無でございます。

続きまして、議案書の180ページをご覧ください。13番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。181ページに位置図と公図、182ページに土地利用計画図が参考までに載せてございます。

議案書の11ページをお開きください。

続きまして14番、申請地は福富町地内の田、面積968㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で太陽光パネル223枚を432.62㎡に設置するものです。

申請理由は、太陽光発電をするため申請地を譲り受け太陽光発電設備を設置したいで、契約内容は所有権移転売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の183ページをご覧ください。14番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。184ページに位置図と公図、185ページに土地利用計画図が参考までに載せてございます。

以上よろしく、ご審議をお願いいたします。

次長

議長よろしいでしょうか。

議長
次長

はい。
資料の修正を一点お願いいたします。

10番 高松町の物置の設置1棟の申請者の氏名ですが、174ページの公図中に記載されている漢字が違っております。議案に記載されているものが正しいということですので、修正をお願いいたします。

議長

本件は先に1番を上程いたします。
本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

12番

12番 桐生委員。

12番 桐生です。
実情調査の結果を報告いたします。
資料の123ページをご覧ください。

今回は、5条許可申請に伴い、申請地の調査と別添資料の調査書に基づきまして、審査基準の確認を行いました。

調査年月日は平成30年8月17日、金曜日、午前8時30分から、調査班は星野委員を班長といたしまして、清水委員、本島委員、三田会長と私の5名で調査を行いました。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

5条許可申請の実情につきましては、申請地の現地調査と、申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、申請人が太陽光発電設備用地として利用したいというものです。

転用面積については、発電出力63.84キロワットの発電設備を設置しようと計画し、申請地に発電パネル枚数224枚が設置できる、1,431㎡の面積が必要とのことでした。

土地の選定理由としましては、今回の申請地以外にも、近くに高い建物が少なく日照を十分に得る事ができ、市道に接している事などの条件の土地を数ヶ所検討しましたが本申請地が適していたとの事でした。

太陽光発電パネルは整地のみで設置します。転用に係る事業資金はすべて自己資金で賄い、雨水は敷地内自然浸透とし、除草対策としてはメンテナンス業者に依頼し年2回の計画でしたが、再度代理人を通じ年3回程度の草刈りをお願いしましたので、周辺農地への影響はないものと思われま

す。周囲は安全対策としてフェンスを設置しますが、農耕機の往来等の支障とならないように境界より0.5m内側に設ける事も確認いたしました。

なお、メンテナンス車両の駐車は原則的に申請地敷地内にする事とし、進入に際しては隣接の転用済地の一部を利用するとの事でした。

申請地東側は畑と宅地、西側は畑と現在畑の地目ですが、太陽光発電設備用地に転用済みであり、南側は畑と公道、北側は畑となります。

結論として、申請地は、寺岡町南部の第2種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性和確実性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしているこ

とから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。
以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

議長 【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

議長 【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第2号 1番はそのように決定いたしました。
続いて、2番を上程いたします。

15番 本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

15番 15番 本島委員。

15番 15番 本島です。

実情調査の結果を報告いたします。
資料の129ページをご覧ください。
今回は、5条許可申請に伴い、申請地の調査と、別添資料の調査書に基づきまして、審査基準の確認を行いました。
調査年月日、調査班は、1番の案件と同様であります。
調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

5条許可申請の実情につきましては、申請地の現地調査と、申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、申請人が太陽光発電設備用地として利用したいというものです。
転用面積については、発電出力82.08キロワットの発電設備を設置しようと計画し、申請地に発電パネル枚数288枚が設置できる、1,487㎡の面積が必要とのことでした。

土地の選定理由としましては、今回の申請地以外にも、近くに高い建物がなく日照を十分に得る事ができ、市道に接している事などの条件の土地を数ヶ所検討したが本申請地が適していたとの事でした。

太陽光発電パネルは整地のみで設置します。転用に係る事業資金はすべて自己資金で賄い、雨水は敷地内自然浸透とし除草対策として、メンテナンス業者に依頼し年2回の計画でしたが、再度代理人を通じ年3回程度の草刈りをお願いし、周辺農地への影響はないものと思われまます。

周囲は安全対策としてフェンスを設置しますが、農耕機の往来等の支障とならないように境界より0.5m内側に設ける事も確認いたしました。

なお、メンテナンス車両の駐車は原則的に申請地敷地内にする事とし、進入に際しては隣接の転用済地の一部を利用するとの事でした。

申請地東側は現在畑の地目ですが、太陽光発電設備用地に転用済みであり、西側は畑、南側と北側は畑と太陽光発電設備用地に転用済地であります。

結論として、申請地は、寺岡町南部の第2種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性和確実性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしているこ

とから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。
以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。
【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。
【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、2番はそのように決定いたしました。
続いて、3番を上程いたします。
本件も調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

13番 13番 清水委員。
13番 13番 清水です。
実情調査の結果を報告いたします。
資料の135ページをご覧ください。
今回は、5条許可申請に伴い、申請地の調査と、別添資料の調査書にもとづきまして、審査基準の確認を行いました。
調査年月日、調査班は、1番の案件と同様であります。
調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。
5条許可申請の実情につきましては、申請地の現地調査と、申請人および申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。
本件は、申請者が駐車場として、利用したいというものです。
転用面積については、客足の増加に伴い既存の所有及び借用の駐車場では手狭となったため、新たに常設可能な駐車場が必要とのことで、合計3筆、1,940㎡の面積が必要とのことであります。
土地の選定理由としましては、迫間町のフラワーパークの近隣で、施設からの距離も出来るだけ近く、駐車台数も多く取れるまとまった広さのある条件の土地を探していたところ、条件を満たしている適地が申請地とのことでした。
申請地東側は公道、西側は認定外道路、南側は畑、北側は畑と宅地になります。
雨水対策は敷地内自然浸透とし、特に農地への影響として車両からのオイル漏れや空き缶やごみのポイ捨てなどへの対策については、臨時職員を含めた常勤職員のうち約100名が朝夕及び常時施設内を巡回し適切な対応を取る事も確認いたしましたので、周辺農地等への影響はないものと思われまます。事業費は、すべて自己資金で賄われることも確認いたしました。
なお、今回転用地の周辺には住宅もあることから、騒音や排気ガス対策などにも注意するように指導いたしました。
結論として、申請地は、迫間町中央部の第2種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性和確実性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしている

ことから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。
これで、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。
【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。
【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、3番はそのように決定いたしました。
続いて、4番を上程いたします。
本件も調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

8番 8番 星野委員。
8番 星野です。
実情調査の結果を報告いたします。
資料の152ページをご覧ください。
今回は、5条許可申請に伴い、申請地の調査と別添資料の調査書に基づきまして、審査基準の確認を行いました。
調査年月日、調査班は、1番の案件と同様であります。
調査対象、契約内容、申請理由につきましては、事務局から説明がありましたので省略いたします。
5条許可申請の実情につきましては、申請地の現地調査と、申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。
本件は、申請人が太陽光発電設備用地として利用したいというものです。
転用面積については、発電出力99.00キロワットの発電設備を設置しようと計画し、申請地に発電パネル枚数360枚が設置できる、1,752㎡の面積が必要とのことでした。
土地の選定理由としましては、十分な日当たりが確保でき、計画しているパネル設置面積が取れて、近くに高い建物が少ないなどの条件の土地を数ヶ所検討したが本申請地が適していたとの事でした。
太陽光発電パネルは整地のみで設置します。転用に係る事業資金は融資と自己資金で賄い、雨水は敷地内自然浸透とし除草対策としては管理契約を行い年3回程度の除草をする事の確認が得られましたので、周辺農地への影響はないものと思われまます。
周囲は安全対策としてフェンスを設置します。
申請地東側は田、西側は法定外道路、南側は水路、北側は公道となります。
結論として、申請地は瑞穂野町南西部の第2種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性和確実性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。
以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。
【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。
【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、4番はそのように決定いたしました。
続いて、5番から14番を上程いたします。
本件について、意見を求めます。
【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。
【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、5番から14番はそのように決定いたしました。
続いて議案第3号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

主任 説明に入る前に、資料の訂正がございます。29ページをお開きください。
説明は農政課職員がいたしますが、総括表の面積につきまして訂正です。
262, 237.61となります。訂正の理由ですが、38ページの申請番号
25番の二つ目の筆が分筆されておりました、枝番1がついて、面積のほうが
2,938となります。
これに伴いまして、58ページの4号議案の総括表の面積が訂正となりま
す。275, 921.61となります。62ページの5番の最下段の筆に枝番
1が付きました、面積が2,983となります。申し訳ございません。
それでは、3号議案の説明をいたします。議案書の12ページをお開き下
さい。
農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。平成30年8月
31日公告分であります。
議案書の13ページをご覧ください。今回の議案の総括表であります。貸借権
設定が、44件で面積70,223㎡です。
続きまして所有権移転は5件で10,205㎡です。
はじめに貸借権設定についてですが、詳細が14ページから25ページに
記載されておりますのでご覧ください。
26ページをお開きください。
続きまして、所有権移転ですが、1番、売買を行う土地は、稲岡町地内の田、
面積は4,228㎡です。このうち149.44㎡については、農業用倉庫が
建っているため、一部現況その他となっております。売買価格は総額で300
万円です。
続きまして2番、売買を行う土地は百頭町地内の田、面積は224㎡です。
売買価格は総額で11万2千円です。
続きまして3番、売買を行う土地は百頭地内の田で、面積は1,154㎡で
す。売買価格は総額で57万7千円です。続きまして4番、売買を行う土地は
県町地内の田で、面積は3,142㎡です。売買価格は総額157万1千円で

す。

続きまして5番、売買を行う土地は、野田町地内の田で、657㎡ほか1筆計1,457㎡です。売買価格は総額70万円です。

審議の後、承認をいただきましたら、いずれも8月31日付で公告の手続きを行います。

以上よろしくご審議をお願いいたします。

議長 本件は先に、貸借権設定の1番から6番を上程いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により13番 清水委員、15番 本島委員の退席を求めます。

【午前10時25分 退席】

議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第3号 貸借権設定の1番から6番はそのように決定いたしました。

ここで、関連事案の審議が終了しましたので、清水委員、本島委員の出席を求めます。

【午前10時26分 出席】

議長 続いて、貸借権設定の7番から44番を上程いたします。

本件について意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第3号 貸借権設定の7番から44番はそのように決定いたしました。

続いて、所有権移転の1番を上程いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により14番 赤坂委員の退席を求めます。

【午前10時27分 退席】

議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、所有権移転の1番はそのように決定いたしました。

ここで、関連事案の審議が終了しましたので、赤坂委員の出席を求めます。

【午前10時28分 出席】

議長 続いて所有権移転の2番から5番を上程いたします。

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、所有権移転の2番から5番はそのように決定いたしました。

ここで次の議案説明の為、農政課職員の出席を求めますので、暫時休憩とします。

【午前10時29分 休憩】

議長 それでは休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

【午前10時30分 再開】

議長 それでは、議案第3号 農用地利用集積計画（中間管理事業分）の決定についてを議題といたします。

市当局の説明を求めます。

農政課 農政課農業振興担当の小堀と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、議案書の28、29ページをお開きください。

議案第3号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定についてご説明申し上げます。

議案書29ページをご覧ください。本議案の総括表となります。

賃借権の設定が88件、262、237.61㎡で、筑波地区および久野地区における農地集積及び集約の関連となります。

詳細は30ページから56ページに記載をしております。

このうち、申請番号1から85までの85件、240、378.61㎡は小曾根町地域集積事業関連のものとなります。

なお、小曾根町地域集積事業につきましては、八坂工業団地、東武伊勢崎線、市道小曾根1号線に囲まれた範囲を中心に、おおむね三角形の地域において農地中間管理機構を活用して地域ぐるみで農地の集積、集約を行うものです。小曾根町、羽刈町、高松町の一部、面積90.8haにおいて、出し手84名の農地、27.8haを担い手23名に集積・集約いたします。

機構集積率は、30.6%を見込んでおります。

審議の後、ご承認をいただきましたならば、本日27日付で広告の手続きを行います。

以上となります。よろしくお願いいたします。

議長 中間管理事業分の集積計画、1番から3番を上程いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により4番 藤生委員、9番 長谷川委員、15番 本島委員の退席を求めます。

【午前10時33分 退席】

議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

議長 【「異議なし」の声あり】
異議なしと認め、中間管理事業分の集積計画、1番から3番はそのように決定いたしました。

ここで、関連事案の審議が終了しましたので、藤生委員、長谷川委員、本島委員の出席を求めます。

議長 【午前10時34分 出席】
続いて、4番から88番を上程いたします。
本件について、意見を求めます。
長谷川委員。

9番 9番 長谷川です。
全体について伺いたいのですが、先ほど集積率30.6%ということでしたが、この地域内における、今回を含まないでの集積率、または面的集積率みたいなものを計算上出していると思いますが、出ているようであれば参考に教えていただきたい。

農政課 先ほどの30.6%、この面積につきましては、既存の面積を含めた全体集積の面積になっております。

議長 よろしいですか。

9番 はい。

議長 ほかにございますか。それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

議長 【「異議なし」の声あり】
異議なしと認め、4番から88番はそのように決定いたしました。

ここで、関連事案がございましたので、長谷川職務代理と議長を交代いたします。

議長 【午前10時36分 議長交代】
議長を交代いたします。
続いて、議案第4号 農用地利用配分計画（案）に係る市長からの協議についてを議題といたします。
市当局の説明を求めます。

農政課 それでは、続きまして議案第4号 農地中間管理事業関連、農用地利用配分計画（案）についての協議について、ご説明いたします。
議案書58ページをご覧ください。本議案の総括表となります。
農地中間管理事業における農地利用配分計画案が38件、面積にして275,921.61㎡になります。
先ほどご審議いただいた、筑波地区および久野地区における農地集積・集約に係るものとなります。
詳細につきましては、59ページから77ページに記載してございます。
このうち、申請番号1から35番、254,062.61㎡につきましては、小曾根町地域集積事業関連のものとなります。

なお、先程の集積計画と配分計画の筆数、面積が合致しないのは、集積計画につきましては農地中間管理権の新規設定のみであり、こちらの配分計画につきましては中間管理権設定済農地の耕作者の変更9筆、13,684㎡の交換となっております。

ご審議をいただいた後、その意見を付して、本計画案を栃木県農業振興公社へ提出することとなります。

以上、よろしく願いいたします。

議長

本件は先に1番を上程いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、3番 三田隆俊委員の退席を求めます。

【午前10時39分 退席】

議長

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

特にないようですので、本件は計画のとおり承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、議案第4号 1番はそのように承認いたしました。

ここで、関連事案の審議が終了しましたので、三田委員の出席を求めます。

また、三田会長と議長を交代いたします。

【午前10時40分 出席・議長交代】

議長

議長を交代いたしました。

続いて、2番から4番を上程いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、9番 長谷川委員、15番 本島委員の退席を求めます。

【午前10時41分 退席】

議長

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件は計画のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、2番から4番はそのように承認いたしました。

ここで、関連議案の審議が終了しましたので、長谷川委員、本島委員の出席を求めます。

【午前10時42分 出席】

議長

続いて、5番から38番を上程いたします。

本件について、意見を求めます。

長谷川委員。

9番

9番 長谷川です。

今回の小曾根地区での集積事業、様々な苦労があったわけですが、本件に献身的に携わった本島委員からの感想なりを伺えればと思うのですがいか

がでしょうか。

議長 本島委員どうでしょうか。

15番 本島です。

ここは、地域は小曾根町ですが、実際には群馬県の耕作者が多くて、理解を求めるについては、行政側の皆さんも一所懸命やっただきましたので、どうにか形になったのは奇跡かなと思っております。行政側にもお世話になりまして、とりあえず進行形が続いておりますので、プラスアルファの部分が出てくると思いますけど、これからもよろしく願いいたします。以上です。

議長 ありがとうございます。

長谷川委員。

9番 本島委員、ご苦労様でした。

併せて、今回の農業委員会法の改正での推進委員の役割、今回非常に重要な役割を果たしたように思いました。是非、事務局等の会議の中でも推進委員の制度が中間管理機構の事業を行うにあたって、非常に有効であるということを経験した部署でお伝え願えればありがたいかなと思います。推進委員が毎日のように群馬県の自宅を訪ねて、今回の形になったという経過があります。

農業委員の皆さんにもご承知おきいただければと思います。

以上です。

議長 ほかにございますか。それでは、本件は計画のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、5番から38番はそのように承認いたしました。

続いて、議案第5号 足利農業振興地域整備計画の変更(案)に係る市長からの協議についてを議題といたします。

市当局の説明を求めます。

農政課 農政課農政担当 齋藤です。よろしく願いいたします。着座にて説明させていただきます。失礼いたします。

議案書78ページ、議案第5号 足利農業振興地域整備計画の変更(案)について、ご説明いたします。

農業振興地域の整備に関する法律に基づいた足利農業振興地域整備計画においては、農業上の利用を確保すべき土地として農用地区域(農振青地)を設定しています。

今回は、野田町にあります南部クリーンセンターの建替えによる新焼却施設の建設に係る農用地区域からの除外ということになります。このたび農振法施行規則第3条の2第1項の規定に基づき、農業委員会に意見を伺うものです。

それでは、議案についてご説明いたします。

80ページをご覧ください。

除外の目的は、南部クリーンセンターの建替えによる新焼却施設等の建設、

申出地は、既存クリーンセンターの東側の田、野田町607番1ほか16筆、計16,518㎡です。

申出の理由は、稼働開始から34年を経過する南部クリーンセンターの経年劣化が著しく、市内から発生するごみを安定的に処理できるよう施設を建替えるものです。

土地については、82ページの区域図をご覧ください。太線でくくりましたところまで、既存敷地を含んだ形で国道50号までを計画しています。東へ拡張という形になります。

土地の選定については、焼却、リサイクル、貯留の機能を集約化し、廃棄物運搬による周辺環境への影響を抑えるという視点で再整備を考えた結果、既存敷地と一体的に活用できる土地を選ばざるを得ず、周辺農用地から分断される申出地を計画地としました。

83ページの農振図をご覧ください。申出地は、北側は渡良瀬川に、東側は国道50号に接する農振農用地の端に該当し、農地の集積・集約等、農業上の利用に支障を及ぼす恐れはないと考えます。

また農振白地も含むため、既存施設の西側や南側に敷地を拡張するよりも、除外面積を最小限に抑えることができます。

85ページの土地利用計画図をご覧ください。焼却施設、リサイクル施設、ストックヤードは、実績処理量を環境省で定めた算定式にあてはめて算出した施設規模であり、適正な面積と言えます。

駐車場についても、近隣市町の事例から見て妥当と判断される規模となっており、申出面積はやむを得ないと考えます。

日照については、北側が河川であり、南側の農地への影響はないと考えます。

申出施設は、上水道より取水するため、灌漑に関して周辺へ影響を及ぼす恐れはなく、冷却水は循環システムを導入するため、温浴施設や管理棟から発生する生活雑排水を除き、施設本体からの排水は発生する予定はありません。

敷地内の雨水は、調整池を経由して降雨量に応じて排水量を調節し、敷地南側の農業用排水路へ排水します。三栗谷用水土地改良区からは、必要な措置を講ずることを条件に、開発同意を得ています。

申出地では、2名の認定農業者と1名の認定新規就農者が営農しておりますが、認定農業者2名は他の土地で営むハウス栽培が主体であり、当該事業により経営面積が減少しても農業経営改善計画の達成に支障はないものと考えます。また、認定新規就農者は、申出地内においてハウス栽培に取り組んでいますが、今年9月から、国庫補助事業で他の土地に整備したハウスを活用し、営農を継続することとなっています。

申出地は、昭和33年から37年にかけて実施された土地改良事業の受益地ですが、事業完了後8年以上経過しているということとなります。

以上のことから、除外はやむを得ないと考えます。

86ページから、農振除外5要件の適否を整理しておりますので、ご参照ください。

なお、今回の案件は申出面積が1haを超えるため、栃木県農政部との協議も行うこととなります。また、除外が完了し順調に進めば、来年度以降、用地買収に入り、都市計画決定等の必要な手続きを経て、新焼却施設の稼働は平成37年度を予定しています。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

議長

本件について、意見を求めます。

星野委員。

8番

8番 星野です。

確認しておきたいのですが、今回農地除外ということなのですが、まだ何も決まっていない状態で、除外をしてしまうということは時期が早いような気がするのですが、その理由を聞きたいのが一つと、この話が破棄になった場合には、農地の除外を戻すのか聞かせてください。

農政課

では、まずスケジュールですが、来年度からのスケジュールを立てている中で用地買収に伴う不動産の鑑定などにも入っていきます。来年度中に売買契約まで済ませて、農地転用が可能な状態にしておく必要があります。今年度中にそこまでもっていかないと売買契約が来年度できないということで、最初の手続きが農用地からの除外ということになります。

契約をして、平成32年度に都市計画決定ということで計画をしております。その都市計画決定がずれ込むとなると5年後となってしまいますので、どうしてもこのタイミングということになってしまいます。

もうひとつ、仮に除外をしてその後の計画がうまくいかずということですが、その場合は関係部署との調整を行った上で青地に戻す手続きを踏むこととなります。

議長

よろしいですか。

8番

はい。

議長

ほかにご質問等ございますか。それでは、本件は計画のとおり承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、議案第5号はそのように承認いたしました。

ここで農政課職員の退席となります。

【午前10時55分 退席】

議長

以上で本日の議案審議全部を終了いたしました。

続いて、報告事項 農地法第5条の規定による許可の取消願及び農地法施行規則第29条第1項該当証明の処理経過について、事務局の報告を求めます。

主幹

それでは88ページをお開きください。

報告事項 農地法第5条の規定による許可処分の取消願についてご報告さ

させていただきます。

土地の所在は、寺岡町地内の畑、面積822㎡ほか1筆、計877㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で契約内容は所有権移転売買でございました。許可の日付は平成30年7月26日で、取消の理由は契約内容変更の為でございました。取消の日付は平成30年8月15日でございます。

なお、5条許可申請の8番と関連する案件でございます。

続きまして報告事項 農地法施行規則第29条第1号該当証明願の処理経過についてご報告いたします。

土地の所在は稲岡町地内の田、面積1,910㎡のうち16.56㎡でございます。施設の概要は農業用施設（イチゴ出荷棟）でございます。農地区分は農振農用地でございます。

受付年月日は平成30年8月3日、処理の日付は同じく8月8日でございます。

なお、土地所有者につきましては記載のとおりですが、申請人の方が農地中間管理機構を介して貸借中ということでございます。小作自作の別は、小作の表記とさせていただいております。

報告事項については以上でございます。

議長 ただ今事務局より報告のあった本件について、ご意見はございませんか。

【意見なし】

議長 それではご了承願います。

なお、議案末尾に農地法第18条第6項の規定による通知について載せておきましたので、ご承知おきください。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

以上で、第15回足利市農業委員会を閉会いたします。

【午前11時00分 閉会】

この会議のてん末は、書記 本田未央子の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年9月25日

足利市農業委員会

8番委員

9番委員